

令和 2 年度内の協会事業活動の対応について

今後、インフルエンザの流行期に入ることも踏まえ、北海道内におけるコロナ禍に対して、関係各位の健康と安全安心を確保するため、令和 2 年度下期の当協会の事業活動について、以下の内容により対応していくこととしたい。

1. 協会事業活動に係る今年度内の対応

(1) 基本的考え

- ① 諸会議、各種講習会等
三密対策の確保を前提として開催する。
ただし書面開催や Web（リモート）開催が可能な場合は極力これらで対応する。
- ② 官公庁・関係団体等との諸行事
先方の意向の確認、三密対策、感染拡大防止対策の確保を前提として開催する。
ただし多数参加型の事業については開催、参加を見送る。
- ③ 協会内の諸行事
臨時総会、運営協議会等は書面開催で対応する。
セミナー等、多数参加型事業については開催を見送る。
厚生部会事業は開催の見送りを決定。
- ④ その他
協会事業に伴う懇親会は取りやめる。
協会事業への参加の判断にあたっては、各社独自で外部会議等への参加ルールを策定している場合は、それを優先してご判断いただく。

(2) 事務局の運営

- 上期と同様に下期も業務実態に応じた時差出勤、テレワークを継続する。（10 時～15 時は、基本的に在席）

2. 個別の協会行事とその対応

(1) 諸会議（役員会・委員会）

行事名	上期の対応	今後の対応
三役会議	・中止（2回）又は通常通りの開催（4回）	・上記「基本的考え」を踏まえ、案件の重要性、緊急性により都度判断。
理事会常議員会	・書面（2回）または通常通りの開催（2回）	
各委員会	・書面又は通常通りの開催（委員長と協議し判断）	

(2) 各種講習会等

行事名	上期の対応	今後の対応
新人研修	・上期は、延期措置。	・今年度は、断念。
講習会 ・登録基幹技能者 ・実技、座学	・地方開催分の「座学講習会（上期）」は、延期措置。 ・札幌開催分の「実技講習会（上期）」は、中止。	・上期開催の「実技、座学講習会」は、今年度断念 ・「登録基幹技能者講習会」、下期予定の「実技・座学講習会」は、開催する方向で関係者と調整していく。

(3) 官公庁・関係団体等との諸行事

（※太線の枠内は、電気・空衛連絡協議会活動）

行事名	上期の対応	今後の対応
電気・空衛連絡協議会（含 幹事会）	・令和2年3月から延期していた幹事会、協議会は、幹事役の当協会から道空衛に書面により報告済。	・令和3年1月より幹事役は道空衛に交代。 ・令和3年3月を目途に開催する見込み。
意見交換会 （札幌市都市局）	・令和2年3月から延期していた意見交換会は、7月に札幌市都市局の意向を再確認し、中止を決定。	同上
4団体合同研修会 （北海道建築局）	・7月に北海道建築局の意向を確認し、中止を決定。	・令和3年1月より幹事役は道空衛に交代。 ・開催に向け、諸対策を検討
意見交換会 （開発局営繕部）	・営繕部より開催可能との伝達。	・令和2年10月26日（月）の開催予定。
意見交換会（開発局事業振興部）	・令和2年9月9日の開催済。（札幌協、札幌電設会、空知組合、当協会の4団体が合同で対応）	・今年度に開催できた行事、中止した行事について、来年度以降の開催に向け、感染防止対策や開催方法の検討を進める。
札幌市電気設備施工研修会	・7/15（水）電気会館6Fで人数を制限し開催済。	
安全大会	・6月に令和2年度は中止を決定。	
意見交換会（先生）	・7月に学校側の事情を考慮し、今年度は中止を決定。	
工事現場見学会（先生、学生）	・7月に学校側の事情を考慮し、今年度は中止を決定。	
電設資材団体との懇談会		・不要不急の行事であり、今年度は中止を基本的に調整するが、開催した場合でも、懇親会は中止とする。
建設産業ふれあい展		・不特定多数の接触が避けられないことから令和2年度に限っては不参加とする。

(4) 協会内の企画行事

行事名	上期の対応	今後の対応
電気設備等施設 見学会		・不要不急の行事であり、今年度は実施を見送る方向で共催者の設備学会と今後調整。
安全衛生 パトロール	・パトロール要員の意向、パトロール先の意向、負担感を踏まえ、今年度は、中止。	同左
臨時総会	・役員を選任のための臨時総会を決定。	・感染状況を踏まえ、書面による開催を検討中。
経営者懇談会 (兼 運営協議会) 経営者セミナー	・感染対策を行ったうえで開催を目指して準備。	・感染状況を踏まえ、経営懇は見送り。 ・併催する運営協議会は書面により近況等の報告。 ・セミナーは、不要不急の行事であり、見送り。
運営協議会 (3月)		・感染状況によっては中止又は書面開催。

(5) 厚生行事

行事名	上期の対応	今後の対応
ゴルフ部会	全ての厚生行事（部会行事）を自粛し見送りを決定。	同左
ボウリング部会		
野球部会		
歌唱部会		

(6) その他

上記の(1)～(5)に該当しない行事は、必要に応じて、三役会議で協議し、判断する。

以上